

「まじめし」
キャンペーン実施中！

コロナ禍の中でも頑張る県内の飲食店を応援するため、スタートした「まじめし」プロジェクトでは、二つのキャンペーンを実施中。12月20日(日)までに参加すると、抽選で県産品などが当たります。

▼参加方法
①サイトに掲載している対象店舗でご飯を食べる。
②お店にあるQRコードを読み込んでプレゼントくじに挑戦する。
「インスタグラムを使ったグルメ写真の投稿キャンペーン」

▼参加方法
①「まじめえひめ」公式アカウントをフォローする。
②行きつけのお店でグルメ写真を撮影する。
③ハッシュタグ「#えひめのまじめし」と「#(店名)」を付けて自身のインスタグラムに投稿する。

この機会に、愛媛の飲食店を応援しませんか。詳しくは、「まじめし」公式ホームページ(次のQRコード)を確認してください。

県まじめ課(広報広聴課)
☎912-2241



薬物乱用の根絶を

麻薬・覚せい剤などの薬物を乱用すると、健康を害するだけでなく、犯罪を誘発する恐れがあります。10月1日から11月30日までの2カ月間は、愛媛県麻薬・覚せい剤乱用防止運動月間です。この機会に、一人一人が麻薬・覚せい剤などに関する認識を高め、薬物乱用の根絶を目指しましょう。



薬物・危険ドラッグ相談窓口は次の通りです。気軽に利用してください。

▼薬物相談窓口
①中予保健所
☎909-8755

②愛媛県心と体の健康センター
☎911-3880

▼危険ドラッグ相談窓口
③県業務衛生課
☎912-2393

④中予保健所
☎909-8755

▼相談受付時間
①：金曜日 13時～15時
②～④：月～金曜日 8時30分～17時15分

愛媛能楽協会主催
松前町能楽の集い

県内の各流派が集まり、新しい能舞台で能や狂言を披露します。「舞囃子」には岡本町長も出演。入場無料です。ぜひお越しください。



▲新調した鏡板

▼日時 11月21日(土) 14時から
※開場時間は、13時30分
▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼プログラム
素謡(下掛宝生流) 鶴亀
仕舞(金剛流) 経正クセ・枕慈童
仕舞(宝生流) 網之段・春日龍神
狂言(大藏流) 寝音曲
仕舞(喜多流) 羽衣・鞍馬天狗
舞囃子(観世流) 高砂
文化センター
☎985-1313

高松国税局猶予相談センター
気軽に相談を

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を納付することが困難な人からの相談を受け付けています。猶予制度に関する質問や相談がある人はお気軽にどうぞ。

▼受付時間
8時30分～17時(平日のみ)
高松国税局猶予相談センター
☎0120-9481507

愛媛県後期高齢者広域連合
歯科口腔健康診査

お口の健康は、食事や会話を楽しむためだけでなく、全身の健康にもつながります。ぜひ受診を。▼対象者 愛媛県後期高齢者医療の被保険者
※6カ月以上継続して入院している人、障がい者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設に入所(居)している人は対象外

愛媛FC vs 京都サンガF.C.

- ▶日時 12月6日(日) 13時キックオフ
- ▶場所 ニンジニアスタジアム(松山市上野町46)
- ▶入場料 町民限定特別価格 一般1,000円、高校生以下無料



チケットの購入は、愛媛FCのHPで!



社会教育課スポーツ振興係 ☎985-4138

11・12月は 市町村税・県税
一斉滞納整理強化月間

差し押さえ不動産の合同公売会を行います。
▼日時 12月2日(水) 13時から
▼場所 えひめ共済会館4階
(松山市三番町5丁目13-1)
※詳細は、11月4日(水)以降に左記ホームページを確認するか、お問い合わせください。

愛媛地方税滞納整理機構
http://www.ehime-kikou.jp
☎913-5800

消費者力UP通信

大金がもらえるというメールにご注意を!

【相談事例】
知らない人から「1,850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメールが届いた。その内容を信じ、言われるがまま10万円を支払ったが、連絡が取れなくなった。

- 【アドバイス】
- メールの内容に従ってお金を振り込んでも、大金はもらえません。
 - 簡単にお金がもらえるというメールは無視しましょう。
 - やりとりをしている相手を安易に信用せず、冷静に判断しましょう。
 - トラブルに遭ったと感じたら、すぐに相談しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!
相談は秘密厳守で、匿名でもできます。お気軽にどうぞ!
情報提供も受付中です。



消費生活相談員
武田 咲枝

- ▷消費者ホットライン
☎188 (9時～17時)
- ▷消費生活相談窓口(産業課内)
☎985-4120 FAX 985-4147

最低賃金改正のお知らせ

10月3日からの愛媛県最低賃金は、次の通りです。

1時間 **793円**

- 県労働局賃金室 ☎935-5205
- 松山労働基準監督署 ☎917-5250